

# CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2019 JUN (Vol.26)

## CONTENTS

新興国ニュース 第26回 タイ・トルコ・中国最新ビジネス情報.....	2
株式会社東京コンサルティングファーム.....	2
海外でのテロ等への遭遇に備えた報告の重要性.....	5
MS&ADインターリスク総研株式会社	
リスクマネジメント第三部 部長 危機管理・コンプライアンスグループ 主席コンサルタント 大町 透氏 .....	5



株式会社 中国銀行 岡山県岡山市北区丸の内1-15-20 TEL.:086-234-6539	
香港支店	cbk_hkbr@fr-chugin.jp
シンガポール駐在員事務所	cbk_sgrep@fr-chugin.jp
ニューヨーク駐在員事務所	cbk_ny@fr-chugin.jp
上海駐在員事務所	cbk_sh@fr-chugin.jp
バンコク駐在員事務所	cbk_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

## 新興国ニュース 第26回 タイ・トルコ・中国最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はタイ・トルコ・中国の最新情報三本立てでお届けいたします。

### 【タイ労働法改正について】

労働法が改正され2月に施行予定でしたが、一度取り下げられていました。そして、今月に入り5月5日から施行することが公表されました。

前回と内容は変わらず、主に以下の点が変更となります。

	変更後	変更前
ビジネス休暇 (ビジネスリブ、パーソナルリブ)	3日間の有給取得が可能	日数、有給・無給の明記なし (雇用契約や就業規則に従っていた)
出産休暇 (マタニティリブ)	取得可能日数が98日 (有給は45日)	取得可能日数が90日 (有給は45日)
解雇手当金	(1). 勤続年数10年以上20年未満の従業員は、300日分の解雇手当金が支給される。 (2). 勤続年数20年以上の従業員は、400日分の解雇手当金が支給される。	勤続年数10年以上の従業員は、300日分の解雇手当金が支給される。

契約終了の通知および支払いについても以下の記載ができました。

- ・ 法定の通知することなく即日発効で無期雇用契約を終了する場合、通知の代わりに給与等の支払いを発行した日にしなければならない。
- ・ 契約を解約する場合、すべての報酬（ボーナ

スや諸手当)およびその他の法定の支払い(解雇手当を含む)は解約の発効日から3日以内に支払われなければならない。

### 【トルコ出張手当の所得税上の取り扱いについて】

トルコでの2019年度の出張手当の所得控除限度額について、以下解説します。

#### 1. 国内出張手当

6245号法に寄ればトルコ国内での出張手当に関し年初に財務省より発表される予算案に基づき一定の金額まで所得控除されます。

2019年1月1日-6月30日はグロス給与額に応じ最大日当61.5TLまで出張手当として所得控除されます。下記金額以上の出張手当を支給した場合超過分に関しては所得税及び印紙税が発生します。

グロス給与額 (TL/月)	所得控除対象出張手当 (1日あたり)
3,284.86 以上	61.50 TL
3,261.35 - 3,284.85	51.60 TL
2,974.04 - 3,261.34	48.15 TL
2,608.37 - 2,974.03	45.20 TL
2,163.68 - 2,608.36	39.85 TL
2,163.67 以下	38.75 TL

#### 2. 国内出張手当

トルコ国外への出張手当に関しても、国内同様に所得控除対象額が下記のように定められています。2009年度より北キプロス以外の出張手当額は変更ありません。

出張手当に関しては交通費及び宿泊代として

与えることを前提としており、現地にて従業員が支払った宿泊代及び交通費を全額会社が負担する場合は出張手当を与えても所得控除の対象とはならない為注意する必要があります。

また、グロス給与額が3,284.86TLを超える従業員にのみ下記出張手当控除が適用されます。

国名	所得控除対象 出張手当 (1日あたり) / 通貨
アメリカ合衆国	182 (USD)
ドイツ	164 (EUR)
オーストラリア	283 (AUD)
オーストリア	166 (EUR)
ベルギー	161 (EUR)
デンマーク	1,238 (DKK)
フィンランド	148 (EUR)
フランス	160 (EUR)
オランダ	156 (EUR)
英国	115 (GBP)
アイルランド	155 (EUR)
スペイン	158 (EUR)
スウェーデン	1,359 (SEK)
スイス	283 (CHF)
イタリア	152 (EUR)
日本	31,405 (JPY)

カナダ	244 (CAD)
クウェート	50 (KWD)
ルクセンブルク	161 (EUR)
ノルウェー	1,193 (NOK)
ポルトガル	155 (EUR)
サウジアラビア	617 (SAR)
ギリシャ	158 (EUR)
北キプロス	161.15 (TL)
その他 EU 加盟国	127 (EUR)
その他	157 (USD)

給与区分が3,284.86 TL 以下の場合の出張手当に関しては下記をご確認ください。

<http://www.alomaliye.com/wp-content/uploads/2019/02/2019-harcirah-2.pdf>

### 【中国増値税減税について】

2019年3月20日に税務総局より「关于深化増値税改革有关政策的公告」が発表されました。内容は増値税の減税に関する通知となっております。

増値税とは日本の消費税に相当する税金であり、モノの売買やサービス取引に対して課税されます。

また、企業規模により増値税の納税タイプは一般納税人と増値税が免除される小規模納税人に分けられます。今回の通知は増値税の減税に関する通知ですので、一般納税人に該当する企業にとって有益な政策となっております。

2018年5月1日にも増値税は減税となっておりますが、今回はさらなる減税です。内容としては

下記の通りです。

### 1. 増値税率の調整

一般納税人の増値税課税取引において、16%の税率・輸出還付率を13%に、10%の税率・輸出還付率は9%に調整されます。

### 2. 仕入税額控除の10%加算

2019年4月1日～2021年12月31日の3年度に渡り、生産・生活性サービス業\*を営む企業は、仕入税額控除を10%加算することができます。  
\*郵便サービス/電信サービス/現代サービス/生活サービスにおいて売上高が全売上高の50%を超える一般納税人が営む業種を指す。

### 3. 増値税の未控除仕入税額控除残高の還付 (試行)

2019年4月1日から未控除の仕入増値税控除の還付制度が試行されます。2019年4月を起点に、連続6ヶ月間の増加未控除仕入税額控除残高がすべてプラス且つ6ヶ月目の増加未控除仕入税額控除残高が50万円を下回らないことが条件とされます。還付額の計算式は下記の通りです。

$$\text{還付額} = \text{増加未控除仕入税額控除残高} \times \text{支払増値税額} / \text{当期仕入税額控除} \times 60\%$$

今回の通知を受け、製造業等では増値税率が3%、交通運輸等のサービスで1%の減税、金融サービス等の税率は6%で継続となっております。特に製造業等では、仕入値にも影響があるかと思しますので、仕入先への確認が必要となります。

以上

#### 株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界27か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース

「Wiki-Investment」を提供し、30カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A実務といった内容を掲載

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合せ先： [f-info@kuno-cpa.co.jp](mailto:f-info@kuno-cpa.co.jp)

## 海外でのテロ等への遭遇に備えた報告の重要性

MS & ADインターリスク総研株式会社  
リスクマネジメント第三部 部長  
危機管理・コンプライアンスグループ  
主席コンサルタント 大町 透氏

海外では国内と異なる特有の環境・リスクが企業と役職員を取り巻いています。本年4月にはスリランカで連続爆破テロが発生し、日本人も犠牲になったのは記憶に新しいところです。本稿では海外に進出した企業がテロ等の危機に遭遇した場合にあわてないように、平時から本社・現地で最低限行うべき、もっとも基本的なポイントを2つご紹介します。1つ目はテロ等が発生した場合の本社への報告ルール体制の整備、2つ目は現地において確かな情報収集源を持つことです。

### 1. テロ等の発生時の本社への報告ルールの整備

海外拠点においてテロ等の危機が発生した場合、海外拠点から本社へ社員や家族の安否情報も含め速やかに報告を行う必要があります。本社への報告としてはテロに限らず、様々な危機発生時の報告要領として以下のような事項を事前に定めておくことよいでしょう。もちろん、緊急時の報告はスピードも重要であり、下記事項は、同時でなく、把握次第段階的に報告する前提です。

- 1) 報告対象（例：地震、洪水、テロ、伝染病の発生、誘拐・脅迫等）
- 2) 報告フロー（現地⇒本社、本社内）
- 3) 報告内容（概要・状況、社員・家族の安否情報、人的被害、物的被害、他社情報）
- 4) 報告先（事案に応じた報告先の設定）
- 5) 本社が夜間休日の場合の連絡先（携帯電話、携帯メール等）

海外から本社への報告は、発生時刻が日本の夜間や休日でも想定してルールを定める必要があります。海外のテロは、日本でも広く報道されることもあるため、拠点が所在する都市や国で発生した時は、本人や家族に被害がなくても本社に一報を入れるべきでしょう。週末に事故が発生し、日本時間の週明けになっても現地から安否の報告がない、と日本で大騒ぎになっているというのはよくある話です。

一方、本社も報告を受ける体制の整備が必要です。従業員の安否は経営トップの一番の関心事であり迅速に耳に入れる必要があります。休日中の対応も含め、情報伝達ルートの整備が重要です。

安否確認の対象者は、基本的に現地スタッフを含めた全員です。例えば、本社への報告スピードを優先するため、日本から派遣した駐在員の安否の後に、現地スタッフの安否を報告する順序も考えられます。また、通信が混乱するような不測の事態を見越して、より確実な通信手段（電話、メール等）を選択しておきましょう。

あわせて、報告のために、社員の安否確認の仕組みを整えます。社員緊急連絡網（Call Tree）や安否確認用スマートフォンアプリ等の社員安否確認システムなどがあります。これらの情報の最新化に加え、少なくとも年1回以上のテスト・訓練で、安否確認が有効に実践できることを確認します。また、安否確認の責任者が事故に巻き込まれた場合の代行者についても定めておくのが望ましいでしょう。

### 2. 現地情報収集源の確保

現地では独自の情報収集ルートを持つことが危機管理上、非常に重要となります。現地における情報源のネットワークを構築し、定期的な情報を入手できるのが理想です。現地情報のタイムリーな収集・分析・共有が可能になります。特に

一人事務所の場合や、一人だけ現地の組織に出向した場合などは現地スタッフからの情報が不足しがちです。関係づくりを意識し、情報が集まるよう心がけましょう。

国内外の双方で、ぜひ押さえておきたい情報収集源としては以下があります。

### <国内や渡航先で利用できる情報源>

情報源と入手可能な情報、入手方法		情報の概要・特徴
外務省	海外安全ホームページ	国・地域別の危険情報や、安全確保上の参考情報
	最新渡航情報配信サービス	最新の渡航関連情報
	在外公館	当該在外公館が管轄する国や地域のニュース、メールマガジン等
	在外公館医務官情報(世界の医療事情)	世界各国の医療事情
厚生労働省・海外渡航者のための感染症情報		海外で流行している感染症の情報
各種団体	日本在外企業協会「海外安全情報」	主に英米政府が発信している海外安全情報(英語)
	財団法人海外法人医療基金「各国医療関連情報」	各国の医療に関する情報(医療レベル、日本語対応の病院等)
	国際協力機構(JICA)「国別生活情報」	各国の生活情報

### <現地固有の情報源>

現地取引先	<div style="background-color: #76b82a; color: white; padding: 5px; text-align: center;">照会方法</div> 面談、電話、電子メール、FAXなど
現地の日本人会、(帯同家族が通う)日本人学校	<div style="background-color: #76b82a; color: white; padding: 5px; text-align: center;">情報入手方法</div> ホームページ、発行するメールマガジン、情報誌コミュニケーションを通してなど
行政当局(警察や消防など)	
日系メディア現地支局	
現地メディア	テレビ、新聞、ラジオ、ホームページなど

現地取引先や日本人会、日本人学校などを通じた「生の」情報は、現地・本社の対策を考えるうえで非常に有用です。他社の現地での対応は本社

判断の際に、重要な参考情報になります。自社の情報・対応方針とセットで本社へ報告するのがよいでしょう。

また、危機発生時には様々な情報が飛び交います。例えば本年4月に発生したスリランカでの連続爆破テロの際に、スリランカの危険情報が外務省により直ちに引き下げられることはありませんでした。一方で、現地政府が非常事態宣言を出したため、日系企業の多くがスリランカへの出張を自粛しました。ひとつの情報のみに頼らず、様々な情報を総合的に判断して、安全サイドに立った判断の重要性を示す一例といえます。

MS & ADインターリスク総研では企業の海外危機管理態勢の構築・強化の支援をご提供しています。海外での危機管理に関するご相談があればお気軽にご連絡ください。

以上

### MS & ADインターリスク総研株式会社

本社所在地

〒101-0063

千代田区神田淡路町 2-105

ワテラスアネックス (10~11階)

TEL : 03-5296-8911 (代表)

FAX : 03-5296-8940

ホームページ

<https://www.irric.co.jp/>

MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業の中核会社として、リスクマネジメントに関する実践的なコンサルティング、先進的な調査研究、講演などを行っている。

危機管理、コンプライアンス、製品安全、環境、CSR、ERM、情報セキュリティ、BCM、火災リスク、地震リスク、自然災害リスク、労働安全衛生、健康・医療、自動車リスク等々、企業・組織・自治体を取り巻く多種多様なリスクについて本邦トップレベルのノウハウに基づく最高品質のソリューションを提供している。